

2025年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

安芸高田市企画部財政課

2025年3月から適用する公共工事設計労務単価について、市発注工事において次のとおり特例措置を講じることとしたのでお知らせします。

1 対象となる契約

- (1) 2025年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、2024年3月から適用した公共工事設計労務単価を適用して予定価格を算出しているもの。
- (2) 2025年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、2025年3月1日において工期の始期が到来していないもの。

2 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

(1) 上記1 (1) の場合

「公共工事労務単価の運用に係る特例措置事務処理要領（平成25年5月16日）」により事務処理を行うこととし、次の方式により変更後の請負代金額を算出する。

変更後の請負代金額＝当初請負額／当初官積算額×新労務単価により積算された官積算額

(2) 上記1 (2) の場合

「建設工事請負契約約款第25条第6項運用基準」（平成26年2月24日）1. (1) 及び2. から8. まで（4. (3) を除く。）の規定を準用するものとする。